

令和元年12月清須市議会定例会会議録

令和元年12月9日、令和元年12月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 宮崎稔
総	務	部 長 平子幸夫

市民環境部長
健康福祉部長
建設部長
会計管理者
教育部長
監査委員事務局長
総務部次長兼防災行政課長
市民環境部次長兼産業課長
健康福祉部次長兼子育て支援課長
健康福祉部次長兼健康推進課長
総務部参事
建設部参事
建設部参事
人事秘書課長
企画政策課長
財政課長
税務課長
収納課長
市民課長
保険年金課長
生活環境課長
西枇杷島市民サービスセンター所長
清洲市民サービスセンター所長
春日市民サービスセンター所長
高齢福祉課長
土木課長
都市計画課長
上下水道課長
新清洲駅周辺まちづくり課長

栗本和宜
河口直彦
永湊貴徳
吉田敬
加藤秀樹
三輪晃司
丹羽久登
石田隆
加藤久喜
佐古智代
山下雅也
横井仁一
鈴木貴博
舟橋監司
後藤邦夫
岩田喜一
渡辺由利子
三輪好邦
伊藤嘉規
篠田敬幸
島津行康
北神聖久
葛山悟
日比野鋭治
古川伊都子
飯田英晴
長谷川久高
菅野淳
前田敬春

会 計 課 長	楢 本 雄 介
学 校 教 育 課 長	石 黒 直 人
生 涯 学 習 課 長	近 藤 修 好
ス ポ ー ツ 課 長	浅 野 英 樹
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	浅 田 克 幸
議 事 調 査 課 長	高 山 敬
議 事 調 査 課 課 長 補 佐	川 村 幸 一

6. 会議事件は次のとおりである。

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第60号 | 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 2 | 議案第61号 | 清須市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条
例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 3 | 議案第62号 | 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 4 | 議案第63号 | 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例案 |
| 日程第 5 | 議案第64号 | 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 6 | 議案第65号 | 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例案 |
| 日程第 7 | 議案第66号 | 西春日井広域事務組合規約の変更について |
| 日程第 8 | 議案第67号 | 工事請負契約（（仮称）西枇杷島児童センター新築工事）の
一部を変更する契約の締結について |
| 日程第 9 | 議案第68号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第69号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第70号 | 令和元年度清須市一般会計補正予算（第6号）案 |

- 日程第 1 2 議案第 7 1 号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
案
- 日程第 1 3 議案第 7 2 号 令和元年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 1 4 議案第 7 3 号 令和元年度清須市水道事業会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 1 5 議案第 7 4 号 令和元年度清須市下水道事業会計補正予算（第 1 号）案

（ 傍聴者 1 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (久野 茂君)

おはようございます。令和元年12月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は22名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

本日上程しております各議案については、12月2日の本会議において内容の説明を受けておりますので、一括議題とし、質疑を行い、質疑終了後、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

なお、議案質疑の回数及び時間については、申し合わせ事項により、一般質問と同様となっております。

日程第1、議案第60号から日程第15、議案第74号までを一括議題といたします。

去る12月4日までに1名の方より議案に対する質疑の通告書が提出されておりますので、通告に従い発言を許可いたします。

なお、質疑及び当局の答弁は、一般質問と同様の方法でお願いいたします。

それでは、加藤議員の質疑を受けます。

加藤議員。

< 13番議員 (加藤 光則君) 登壇 >

13番議員 (加藤 光則君)

おはようございます。

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

私は大きく2つの議案について質問させていただきたいと思います。

初めに、議案第66号 西春日井広域事務組合理約の変更についてであります。

2次救急医療機関の所在地市町は、建設・医療機器購入に関する負担金を75%にするというものですが、この負担割合のあり方と根拠について伺います。

2つ目、議案第68号及び議案第69号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。

①指定管理者の選定はプロポーザル方式で行われていますが、応募者が1団体となっています。選定のあり方についてどのようにとらえられているのか伺います。

②良好な公共サービス及び適正な運営を確保するために、専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入した評価やモニタリング調査をもとにした評価など、指定管理者の評価のあり方についてはどのように考えているのか伺います。

③公共施設は全体的に老朽化が進んでいますが、指定管理料の算定と適正化についてはどのように行われているのか伺います。また、公共施設総合管理計画との関連については、どのように考えられているのか伺います。

以上であります。答弁よろしく願いいたします。

議長（久野 茂君）

初めに、1の質問について、佐古健康福祉部次長、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（佐古 智代君）

健康推進課の佐古でございます。

負担割合のあり方と根拠についてお答えいたします。

病院群輪番制病院（尾張西北部広域第2次救急病院）に平成30年4月から新規参加した医療法人清須呼吸器疾患研究会はるひ呼吸器病院に対する西春日井広域事務組合病院整備等補助金の交付開始に伴い、負担金の負担割合に係る規定を整備するものです。

負担割合につきましては、医療法人済衆館済衆館病院が病院群輪番制病院に参加することとなった際、西春日井広域事務組合正副管理者会議において協議し、決定いたしました。検討をする過程で病院のある所在地は便益を受けられる点を考慮された結果であると思われま

す。医療法人清須呼吸器疾患研究会はるひ呼吸器病院に対する負担金については、医療法人済衆館済衆館病院の例に倣い、所在地である清須市が75%を負担することとなります。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

この救急医療については、各制度が継ぎはぎ状態で、かつ異なる規範レベルで、いろいろ乱立しているわけでありま

す。救急医療機関の義務をどこまで明確にして、基本的な考え方を示して、市民の皆さん、国民の皆さん共通の理解を確保して、適切運用していくことが求められているわけでありま

携が地方自治の観点からも課題となっているという問題があるのではないかと思います。

この質疑も、提案は防災行政を担う総務部から行われているわけですが、西春日井2次救急医療負担金についての所管は、今ご答弁いただいた健康福祉部であります。まず、この救急医療についての概念を明確化して、体系化していく、このことが私は必要だと思うわけですが、職務を行う上でどのようにこの問題について市は対応されているのか質問いたします。

提案されたのは総務部だったわけですので、総務部のほうにお聞きしたいと思います。

議長（久野 茂君）

平子総務部長、答弁。

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長の平子でございます。

本市といいますか、旧西春日井郡の事情ということで、従来からいわゆる消防、火消しのほうですね、そちらのほうにつきまして経営確保等をたどりますと、東部と西部と2つの事務組合がございました。それぞれ市町村の役目である消防につきまして、組合という形で運営してきたところでございます。

あと、流れとしましては、休日診療といったところを別の組合で運営してきたところをご承知のとおりかと思います。そういったところを消防の一部事務組合を広域化するにあたって統合していったということでございますので、他の市などを見ますと、いわゆる市立病院といったものが準備されておるといったところが多うございますが、この地域の場合でいきますと、それぞれ自前の病院というのは持っておらないという現状がございます。そういったところで、2次救急を担っていただく病院というものをある意味、特殊的な大きな位置づけでとらえておるという流れがあるのではないかと考えております。ですので、先ほど言われましたように、消防と医療は別ではないかということでございますが、本市が含まれますエリアについては、同じ考えで1つの考えでやっておる。ただ、業務は違うということで、それぞれの負担を求めて割合を決めておるといような経緯にあるというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

この2次の救急医療について、私は位置づけを明確にして、救急病院がどれだけ社会貢献をし

ているのかということを示していかないと、地方自治法にある公益上必要がある場合は補助ができる、この規定につながっていかないとと思うわけでありますので、まずは行政事務のあり方、役割分担についてきちっとこれをされとるんであろうけれども、明確化をしていくことが私は必要だということを求めておきます。

その上で、次に、負担の割合についてであります。

今日、皆さんのお手元に資料をお配りさせていただきました別紙のこの資料を見ていただきたいわけであります。県内にも広域で行われている消防行政が幾つかあるわけですが、共同事務する項目に2次救急医療の機器の確保に関する事務が行われているというのは、いろいろ県内を見ても見当たらないわけです。ですから、他を参考にするということはできないわけですが、この2次救急医療の事務で建設医療機器購入に関する負担というのは、この西春日井だけの特異な事務と考えてよろしいのでしょうか。

議長（久野 茂君）

佐古次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（佐古 智代君）

今、議員がおっしゃるとおり、県内ではそのような事務をやっているところはないかと思いますが、病院群輪番制病院の負担については、尾張西北部広域2次救急医療圏ということで、一宮、稲沢、それから西春日井地区のところで搬送の負担はさせていただいております。

負担については、先ほど議員がおっしゃったとおりです。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今回、この経費の支払い、他の負担割合と違っているわけであります。この根拠を先ほどお聞きしたわけですが、便益というようなことも述べられました。負担割合の問題は常にいろいろ市長がご苦労なさつとると思うわけですが、常に政治的な対立と妥協を生むということがよく言われているわけであります。負担割合はまさに複雑で根拠がわかりづらいわけでありますが、この辺のところは、先ほど言われたようなことでこういう結果になったということで理解せないかなのかなと思うわけですが、今回、建設医療機器購入に関する負担は新しく稼働するための、ある意味、イニシャルコストであります。イニシャルコストというのは、通常、国から交付金、

市町の地方債によって賄われるわけですが、この医療機器といったものはどういったものがあるのか教えていただきたいと思います。

議長（久野 茂君）

佐古次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（佐古 智代君）

医療機器については、救急に必要な、人の命を救うために最短で必要な検査のものだとか治療のものになりまして、はるひ呼吸器病院を一緒なんですけども、済衆館病院に人工呼吸器や滅菌器、それからレントゲン・CT等緊急に対応する機器を購入するために負担しております。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

交付金とか、そういう全部持ち出しは市町が全額出すということなんですか。国や県からも来るといわけですか、この機器に関しては。

議長（久野 茂君）

佐古次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（佐古 智代君）

この西春日井広域事務組合で持っている負担金につきましては、国や県の補助金は入っていないくて、市町だけで負担しておりますが、購入の一定の基準としまして2分の1までを市町が支払い、2分の1は病院の負担というふうになっております。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

わかりました。

そうするとですね、この負担割合というのは、通常は人口割とか、その資料を見ていただきたいんですけども、財政力割とか、先ほどから言いました市町所在地、さらには均等割の4つの指標が用いられて、さまざまな角度から負担割合の算出がされたかと思います。

個々の内容を事業間で負担割合の、いろいろこれは西春日井を見てもあるわけでありますので、

負担割合のバーター取引みたいのが行われるようなことも思うわけですが、負担割合の根拠が一貫してわからないようになってはいけないわけでありますので、この救急医療機関に対する支援のあり方については、一部事務組合ということもあって、住民が参加しにくい一部事務組合の運営の中身ですので、わかりやすく説得力というか説明力がある説明ができるように、国なり救急医療法もあるわけですから、きちっとしていくように、今、運営上も発展途上のところにあるかもしれませんけれども、これを求めていく、このことが私、非常に重要だと思うわけであります。

それで、近年、救急医療の需要は非常に高まってきている、こういうのは理解ができるわけであります。かつては救急搬送のいわゆるたらい回しが急増しているとの指摘が相次いで、こうした状況を踏まえて、消防庁は厚生労働省と協働して、都道府県が傷病者の搬送及び傷病者の受け入れ実態に関する基準、これを策定して消防法の改正も行われてきたわけであります。

ここでお聞きしたいのは、一般に全国の病院がよく活用する補助金制度は、厚生労働省の特定財源である国庫補助制度があるわけであります。それともう1つ、2次救急医療等への特別交付税制度による助成があるということをお聞きしましたが、これについてはどのように考えられて活用されているのかお聞きします。

議長（久野 茂君）

佐古次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（佐古 智代君）

先ほど国や県の補助金について議員から質問がありましたことについてお答えいたします。

愛知県では、救急医療施設整備の補助金交付というのがありまして、昨年度、医療法人清須呼吸器疾患研究会はるひ呼吸器病院に関しては補助金をいただいたところでございます。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

市単独じゃなくて県のほうからもあるということを今、言われました。

もう1つ、県もある、市もあるけれども、先ほどから出てますが、病院がある所在地の便益ということで、今回、負担割合を求められてきておるわけなんですけれども、特別交付税の制度があるというようなことを聞いたんですが、その辺のところは当局はつかんでみえますでしょうか。

議長（久野 茂君）

岩田財政課長、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

財政課長、岩田でございます。

特別交付税につきましては、その年度でいろいろな事業それぞれ算定して出すわけですが、今、詳細な資料は持っていないんですが、対象の項目であれば必ず事業費等を計算して報告して交付されているものとは思いますが、ただ、特定財源としてではなく一般財源として来ますので、その事業にピンポイントで充当されているかどうかということではないかなとは思っております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

この負担割合を決める上で、いろんな制度があれば、それを活用して、基づいた上で決めていくということが非常に私は大事だと思いますし、必要ならば財源を充てていくということは、これも大事なことだと思います。

先ほど言いましたが、救急搬送のたらい回しの問題もあるわけですが、救急車が到着しても、どこの病院へ行っていいかということで非常に出発が遅れる場合があるわけでありまして、近くにこういった病院があるということは私も非常に心強いし、大事なことだと思うわけですが、最初に言いましたように、この制度は所管が厚生労働省でなく総務省となっており、こういった特別交付税の問題も知らないで活用されていない、こういうことが言われているわけでありまして。特別交付税に関する省令第5号第1項第3号、そこに記載されているということでありまして、私も専門的過ぎてよくわからん部分があるわけですが、この制度の申請というのは、各自治体が総務省に申請することで財源の措置がなされるために、助成要件を満たしている病院であっても、病院から直接、総務省に申請することはできんわけでありまして。所在する自治体を通して申請することになるわけでありまして。

冒頭も申し上げたように、この制度も行政の主体がはっきりしないことや法体系が明確でないためにわかりづらくなっていると。そのために制度の存在すら知らないので普及が進まない、こう言われているわけでありまして。

地方財政が厳しい状況にあり、かつ、この地域医療の確保が難しい中、国から助成が受けられ

ることができる、こうした制度を活用していくことができるなら活用して、今後の地域医療を支える上で非常に有益な制度であると考えerわけであります。

この内容を見てみると、救急隊から第2次救急医療機関へ搬送された消防車の受け入れ、これは人数ですが、1人あたり1万3千円の助成を受けることが可能とか、いろいろ有益になるような特別交付税の内容が書かれておりますので、一度見ていただいて、できるものは活用していくということが大事だと思いますが、その辺のところは、この負担割合を考えていく上での論議にはならんかったんでしょか。

議長（久野 茂君）

平子総務部長。

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長、平子でございます。

今回、規約のほうで改正されましたものについては、現実の機器の購入に対する実物補助ということになるかと思ひます。今、議員言われるような、いわゆる交付税的な措置というものについては、どちらかというて、実物よりも広く制度維持みたいな形の部分での側面が多いかと思ひます。そういったところで、今回の国の規約で決まりました実物に対してどれだけ補助してくれるのかということが主眼点でございますので、そういったところでは各市町の負担割合上には影響しないというふうに進められております。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

この制度も当初は公的な部分だけだったんですよ、この特別交付税の措置。しかし、それがなかなか図られないということもあって、病院も今、統廃合とかいろいろ公立病院は少なくなっていますので、私的な病院に対しても措置するというて進められてきているわけですが、法体系の問題、いろいろ制度の問題、どこが所管するかということがあって、なかなかわかりづらくて、この制度の利用が進んでいないというようなことを聞きましたので、もし、使えるものでしたら、こういったものは先ほどそれぞれのまちで便益があるからということて、負担割合が増えるなら、こういった制度も使っていくということて非常に私は大事なことだと思いますので、ぜひ、こういった制度も本来なら9月時点で12月までに国に上げんと翌年度使えんということてありますので、さらにはいろいろ面倒くさいこともあるもんだから進まんということもありま

すけれども、ぜひ、こういった制度があるようなら活用して、いろんな意味で、法体系の部分や所管の問題、それから消防行政は西春日井消防がやっとなという事務の問題、いろんなところがばらばらにやっておって、本来ある制度も使えないようではいけないので、ぜひ、こういった部分も地方から見直していくとか、声を上げていくということも大事でありますので、ぜひ、その辺のところはしっかりやっていただきたいということをお願いして、この質問を終わります。

2つ目に行ってください。

議長（久野 茂君）

次に、2の①の質問について、近藤生涯学習課長、答弁。

生涯学習課長（近藤 修好君）

生涯学習課、近藤です。よろしくお願いいたします。

2の①の質問についてお答えさせていただきます。

指定管理者の応募に関しては、特定の事業者を優位にすることなく、一般公募しております。

応募に係る説明会には、夢広場はるひでは6社、カルチバ新川では5社の参加がありました。

結果として締め切りまでに応募したのは1社でありました。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

プロポーザル方式とは、選定の際に複数の方に企画を提案してもらい、その中からすぐれた提案を行ったところを選定していく、こういうことであります。住民サービスを効果的・効率的に提供するためにサービスの提供者を幅広く求めることに意義があつて、複数の申請者の皆さんに提案書を提出していただく、こういうことが望ましいわけであります。

しかし、説明会には6社と5社が聞きにきたけれども、実際には1社だったと。応募者が少なくなってしまった、この原因については分析されておるのでしょうか。

議長（久野 茂君）

近藤課長。

生涯学習課長（近藤 修好君）

施設の現状がございます。また、施設全体として見た場合に、そういった厳しい評価があつたと思います。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そしたら、今のことは後の質問に関連しますので、施設の現状を見て、厳しいものがあったということを答弁されました。後からそこをやります。

指定管理を長年続けてくると選定にあたって、実際の確認が形式的になってくる傾向が見られると。全国的に十数年たって、そういうことをよく聞かれるわけですけれども、管理方法等を固定化することなく指定管理者制度の趣旨を適切に踏まえた、こういった対応というのは、今、清須市の場合はどういうふうにかえられているのかお聞かせください。

議長（久野 茂君）

加藤教育部長、答弁。

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長の加藤でございます。

ただいま議員のご質問でございますが、指定管理者が請け負っていただく業務内容が適正に公募とかできる状況というのは、常に考えた上で仕様のほうを作成させていただいておりますので、適正に公募をしておるものと考えております。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

指定管理者の指定にあたっては、競争性を担保した上で公平性とか透明性に配慮して行われるべきであるということを国も言っているわけですけれども、そうすると、適正にできるように常に考えておるということを言われたわけでありませう。

今、言ったように、公平性や透明性に配慮して競争性をまさに担保した上でということについては、市としてはどういうスタンスで臨んでみえるわけでしょうか。

議長（久野 茂君）

加藤部長。

教育部長（加藤 秀樹君）

競争性を担保するという事は、どの業者も公平に参加できるような仕様というのが必要であると考えておりますので、それに従ったことを意識した仕様をつくっております。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そういう中でも、実際には応募された人は1団体だったと。できれば、この審査結果に加えて、応募団体名や選出された場合の提案書なども公開を前提として、その場合は、そのことを募集要項等に記載するなど、応募者に事前に告知しておくなどの積極的な情報公開に取り組んでいくということが必要だと思いますので、ぜひ、これをお願いしておきたいと思います。

指定管理制度は公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を議会の議決を経て指定するものであります。単なる価格競争による入札とは異なるものであるということをしっかりと抑えて、今後の取り組みを進めていただきたいということをまず1のところでは申し上げておきます。

2の回答をお願いします。

議長（久野 茂君）

次に、②の質問について、近藤生涯学習課長、答弁。

生涯学習課長（近藤 修好君）

②の質問についてお答えさせていただきます。

指定管理者選定審議会委員には、その施設にかかわりが深い外部有識者に委嘱させていただいており、審査は公正に評価・選定していただいております。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

モニタリングに際しては、選定の際の審議会委員で審議を行うことは、指定管理者の指定から評価までの一貫した取り組みを行っていく上でも有効な手だてだと言われているわけであります。

そうした中で、指定管理の指定は公平公正に行われるべきものであって、事業の実現性や施設管理について専門的な経験や知見を必要とするので、学識経験者や実際の文化施設やスポーツ施

設の運営や事業の現場を熟知した専門家を構成員とする審査委員会を設置していくことが望ましいと思いますし、さまざまな指定管理、十数年、全国的に行われてきた中での調査の中でも述べられていることでもあります。

本市の場合、今、専門的に熟知したということを言われているわけですが、どういう方々が入ってみえるのでしょうか。

議長（久野 茂君）

近藤課長。

生涯学習課長（近藤 修好君）

夢広場とカルチバ新川の構成の方が若干違います。

夢広場はるひのほうですけど、各種団体の委員長さん、例えば、社会教育委員長、文化協会の会長さん、以下、文化財保護審議会の委員長、ご利用されている団体の方でボランティアの代表の方など、あと学校長などが構成員でございます。

議長（久野 茂君）

答弁。

スポーツ課長（浅野 英樹君）

スポーツ課の浅野でございます。

カルチバにつきましては、社会教育委員会の委員長、スポーツ推進委員会の委員長、学校開放施設運営委員会の副委員長、女性の会の副会長、体育協会会長、文化協会会長等 11名の委員さんが委嘱されます。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

先ほども言いましたけれども、外部評価委員で今やられている方もそれなりに熟知されておって、一番身近で利用されている方だと思うわけですけども、他の委員さんを見るとそれぞれの各部の部長さんが出られとるわけです。私が言うのは、文化施設やスポーツ施設の運営や事業の現場を熟知した専門家、こういう方々を入れていかないと、今後十数年たってくると必要ではないかということをやつとるわけでありまして。これはぜひ今後検討していただきたいわけです。

では、今回これまでと同じ事業者の選定となったわけでありまして。そこで、伺いたいのは、モ

モニタリングとは、適切なサービスが提供されているかを日常的に見ていくものでありますが、総務省の地方自治体における行政運営の変容と今後の地方自治制度改革に関する研究報告書があるわけですが、ここでは民間委託における職員の役割を事業者の折衝やモニタリング等を担う業者スタイルに移行しているとして、その結果、職員のスキルやノウハウが次第に喪失されつつあることを指摘しているわけであります。

さらに、職員が委託業務の実施内容・方法等に不案内となり、モニタリング機能が機能しなくなっているのではないかとの懸念を示して、モニタリング評価の実効性において職員のスキル・ノウハウの維持の必要性、これを非常に指摘しているわけであります。指定管理者とともに、施設から提供される公共サービスの質を維持して向上させていくためのモニタリング機能を生み出す、この努力というのはどういうふうに本市では行われているのか質問します。

議長（久野 茂君）

近藤課長。

生涯学習課長（近藤 修好君）

本市においては、指定管理の仕様書の内容にそって、毎月1回、職員が施設のほうに赴きながら、施設の管理・運営等の各項目ごとにモニタリングを調査しているところでございます。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

公共サービスの実施に関して、条例や規則、さらには協定等に従って、適切かつ確実なサービスの提供が行われているのか、また、安定的、継続的にサービスを提供することが可能なのか、施設ごとの種別に応じた適切な指導・助言を行うために必要な評価をしていく、このことが私は非常に大事になってくると思うわけであります。

指定管理制度を効果的に活用していくためには、行政の責任を確保しつつ、指定管理者の持つ技術やノウハウをこれまで以上に生かしていく、これが求められるわけであります。指定管理者の指定までのプロセスの透明性をしっかりと確保していただいて、情報の公開も積極的に行っていただくということをここではお願いしておきます。

最後の3番目に行ってください。

議長（久野 茂君）

最後に、③の質問について、近藤生涯学習課長、答弁。

生涯学習課長（近藤 修好君）

③の質問についてお答えさせていただきます。

指定管理料の算出は、過去3年の実績をもとに、今後5年間の収入見込みと必要とする経費を考慮して算出しました。

公共施設等総合管理計画では、指定管理者制度などの民間活力の導入により一層効果的・効率的な公共施設等の維持管理を推進することとしており、従来から指定管理者制度を導入している今回の2つの施設は、この考え方に合致していると思います。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

3年の実績をもとに、一層効果的と述べられたわけであります。

冒頭いろいろ説明会を5社、6社見に来られて、実際1社だったのは、見て厳しい状況があったのかなということと言われたわけであります。

そこでお聞きしたいわけですが、修繕費の負担については、私、日常的な保守や修繕に要した経費は指定管理者の負担、大規模な修繕や改修、建築設備の更新に要した費用は市の負担とするのが一般的に言われている中身であります。本市の場合は、協定書や何かでどういうふうになっているのでしょうか。

議長（久野 茂君）

近藤課長。

生涯学習課長（近藤 修好君）

今、議員が言われたとおりでございます。金額的には、目安でございますが、30万円ほどの目安をさせていただいているところでございます。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

30万円ほどの目安で、3年の実績をもとにいろいろやられとると思うわけですがけれども、管

理責任の範囲を明確にするために、その内容や責任区分については、可能な限り協定書に記載すべきだと私は思うわけでありませう。

この間を見ても、春日なんかはよく美術館は雨漏りが繰り返されておりますし、いろんなところがあるわけですね。30万円ということをおられたわけですが、それだけでは対応できるのかというのが冒頭発言された、見て厳しい状況があるかなというようにところで聞かれたということに私は理解できるわけですがけれども、ぜひ、その辺はしっかり記載して、協定書の中でも明らかにしていただきたいと思ひます。

もう1つ、今日、資料をお配りしたわけですがけれども、例えば、適正配置方針、これを見ると、カルチバ新川のホール部分については、2030年に小田井公民館との統合を検討するため、プールについても、2030年度にアルコ清洲との統合を検討と、こう書かれているわけですが、このことについては、指定管理者の間での意思の疎通というのはされておるんですか、今後の修繕とかいろんなことがかかわってくるわけですがけれども。

議長（久野 茂君）

近藤課長。

生涯学習課長（近藤 修好君）

この点についても、毎月のモニタリング及び私どもがその都度、現場のほうに赴きながら、建物の管理を周囲を確認調査しながら大規模な修繕があるかないか、また小規模な修繕があるかないかを確認させていただきながら、双方で取り組み、調査・確認をしているところでございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

2030年という遠いと考えるのか、すぐだと考えるのかあるわけですがけれども、5年という指定管理者の契約でありますし、この老朽化というのは今後ますます進むわけですので、大規模な修繕などや更新については、その内容の規模や時期などについて中長期の修繕計画を立案して、指定管理者との間で合意していくということが私は必要になってくると思ひます。しっかり、その協定における中身についてもやっていただくということを求めておきます。

最後であります、管理運営を委託すると、全ての責任までも委託してしまったと誤認してしまう場合があるわけでありませう。施設の所有者としての市の責任、そして管理者としての民間企業・団体のそれぞれが認識して、お互いが公の施設の管理運営に対して共通の意識を持つ、この

ことが私は非常に大事であります。

相互に必要なコミュニケーションを図りながら、適切な管理運営を進めていく、このことをぜひお願いしたいわけですが、最後に市長のほうに、今の流れをずっとお聞きいただいておりますので、頑張って進めていく上でのお考えをお聞きしたいと思います。

議 長（久野 茂君）

永田市長、答弁。

市 長（永田 純夫君）

何で指定管理にするかといえば、1つは経費の削減と、もう1つはサービスの向上、それを求めて指定管理にするとというふうに思っております。

今、議員がそれぞれご指摘をされたことにつきましては、しっかりと取り組んでいかないかんというふうに思っておりますので、担当のほうにも募集のことからもご指摘をいただいておりますけども、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

よろしくをお願いします。

議 長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

よろしくをお願いします。

終わります。

議 長（久野 茂君）

以上で、加藤議員の質疑を終わります。

これで議案質疑を終了いたします。

日程第1、議案第60号、日程第2、議案第61号、日程第3、議案第62号及び日程第4、議案第63号は、総務委員会に審査を付託いたします。

日程第5、議案第64号及び日程第6、議案第65号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第7、議案第66号は、総務委員会に審査を付託いたします。

日程第8、議案第67号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第9、議案第68号及び日程第10、議案第69号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第11、議案第70号は、各常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 1 2、議案第 7 1 号及び日程第 1 3、議案第 7 2 号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第 1 4、議案第 7 3 号及び日程第 1 5、議案第 7 4 号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

早朝よりご苦労様ございました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

(時に午前 1 0 時 1 2 分 散会)